

徳島県告示第四百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
合同会社ゆつき	徳島市西新浜町一丁目五三八 二二二号	ヘルパーステーション ゆつき	徳島市西新浜町一丁目五三八 二二二号	訪問介護	令和五年八月二十一日	令和五年八月三十一日
レリーフ株式会社	同 沖浜町明治開三四二	トマト調剤薬局木頭店	那賀郡那賀町木頭和無田字イワツシニ九番一	居宅療養管理指導	同 七月三十一日	同
有有限会社いずみソーシャル・サポート	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	民家型デイサービス いつもここから	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	通所介護	同 十九日	同
株式会社栄寿	鳴門市鳴門町高島字浜中二〇五番地	はーとデイサービス	鳴門市鳴門町高島字浜中二〇五番地	同	同 二十六日	同
医療法人照陽会	阿波市阿波町元町一四番地	笠井病院デイケアセンター	阿波市阿波町元町一四番地	通所リハビリテーション	同 二十五日	同